

## 第 20 回京都海区漁業調整委員会 次第

令和 6 年 1 月 18 日午後 2 : 00 ~  
京都府水産事務所 研修室

### 1 開 会

### 2 議 案

第 1 号議案 特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和 5 管理  
年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

【第 1 号議案資料】

第 2 号議案 京都府資源管理方針の変更について（諮問）

【第 2 号議案資料】

### 3 報告事項

京都海区漁業調整委員会指示第 67 号及び 68 号について

【報告事項】

### 4 その他

### 5 閉 会



## 第 22 期 京 都 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 委 員 名 簿

任 期 令 和 3 年 4 月 1 日 から 令 和 7 年 3 月 3 1 日 ま で

役 職	氏 名	備 考
会 長	葭 矢 護	公益財団法人京都府水産振興事業団理事長
副 会 長	八 木 一 弘	伊根地区 釣漁業 (元) 京都府漁業協同組合理事
委 員	津 田 嘉 春	舞鶴地区 釣漁業 京都府漁業協同組合理事
委 員	川 崎 芳 彦	舞鶴地区 養殖業 京都府漁業協同組合総代
委 員	狩 野 安 徳	宮津地区 定置網漁業 (前) 栗田漁業生産組合組合長理事 京都府信用漁業協同組合連合会代表監事
委 員	石 倉 尚 正	伊根地区 定置網漁業 有限会社新井崎水産取締役
委 員	村 岡 繁 樹	京丹後地区 定置網漁業 湊漁業株式会社代表取締役社長
委 員	益 田 玲 爾	京都大学フィールド科学教育研究センター教授
委 員	池 田 香 代 子	株式会社「とと屋」女将
委 員	吉 本 秀 樹	伊根町長

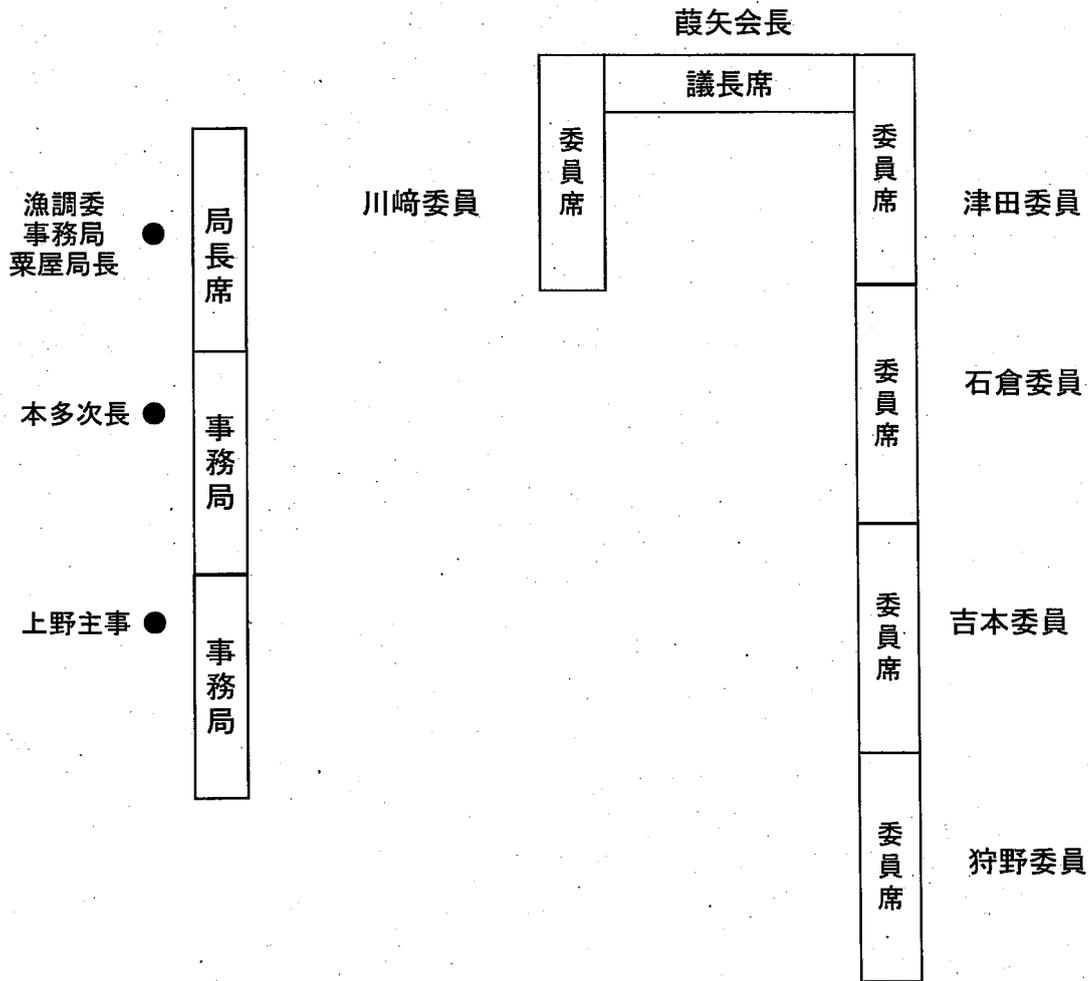


第22期京都海区漁業調整委員会

( 第20回 委員会配席図)

令和6年1月18日(木)午後2時00分から

水産事務所 3階 研修室



京都府

水産事務所漁政課  
尾崎副主査 戸嶋課長 廣岡係長

傍聴席

京丹後市 舞鶴市 農林  
海業水産課 水産振興課  
松尾主事 真下係長

伊根町 地域整備課  
橋本課長



京 都 府

第1号議案 特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

【理 由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

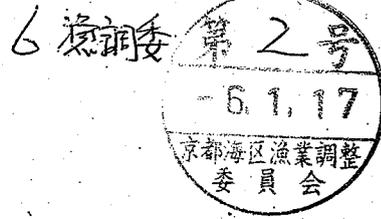
資料1-1 特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

資料1-2 特定水産資源に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更の取扱いについて（諮問）

参考資料1 令和5年11月22日付、5水第530号  
京都府知事諮問文

参考資料2 令和6年1月9日付、5水管第2686号  
農林水産大臣通知文

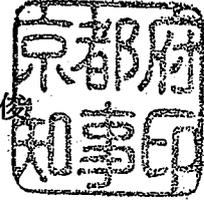




6 水 第 30 号  
令和 6 年 1 月 17 日

京都海区漁業調整委員会  
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定により定める、特定水産資源（くろまぐろ（大型魚））に関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量を、下記のとおり変更することについて、同条第 5 項で準用する同条第 2 項の規定により諮問します。

記

特定水産資源	知事管理区分	変更前	変更後
くろまぐろ 大型魚	定置漁業	22.45 t	26.45 t
	漁船漁業等（日本海）	0.1 t	0.1 t
	漁船漁業等（その他海域）	1.62 t	1.62 t
	留保	1.23 t	1.23 t

担当	水産課漁政企画係 水谷
TEL	075-414-4996



漁調委

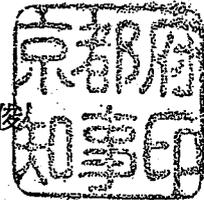


資料1-2

6水第30号  
令和6年1月17日

京都海区漁業調整委員会  
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源に関する令和5管理年度における知事管理漁獲  
可能量の変更の取扱いについて（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定による、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、下記のとおりのお取り扱いとしたいので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により諮問します。

記

小型魚：定置漁業へ全量配分

- 大型魚：1 令和3管理年度の漁獲実績（定置漁業：漁船漁業等（日本海）：漁船漁業等（その他）＝35.1648：0：3.9965）に基づき配分量を計算
- 2 過去の超過数量を1で計算した数量から差し引く
  - 3 2の数量の小数点3位以下を切り捨てて配分
  - 4 切り捨てた数量は府留保へ繰り入れ

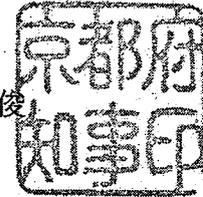
担当	水産課漁政企画係 水谷
TEL	075-414-4996



5 水 第 530 号  
令和 5 年 11 月 22 日

京都海区漁業調整委員会  
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定により定める、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量を、下記のとおり変更することについて、同条第 5 項で準用する同条第 2 項の規定により諮問します。

記

特定水産資源	知事管理区分	変更前	変更後
小型魚	定置漁業	29.8 t	32.8 t
	漁船漁業等（日本海）	1.0 t	1.0 t
	漁船漁業等（その他海域）	0.1 t	0.1 t
	留保	2.1 t	2.1 t
大型魚	定置漁業	25.45 t	22.45 t
	漁船漁業等（日本海）	0.1 t	0.1 t
	漁船漁業等（その他海域）	1.62 t	1.62 t
	留保	1.23 t	1.23 t

担当	水産課漁政企画係 水谷
TEL	075-414-4996



5 水管第 2686 号  
令和 6 年 1 月 9 日

京都府知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、通知します。

記

(表) くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (京都府分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	36.0 トン	36.0 トン
くろまぐろ (大型魚)	25.4 トン	29.4 トン



第2号議案 京都府資源管理方針の変更について(諮問)

【理 由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

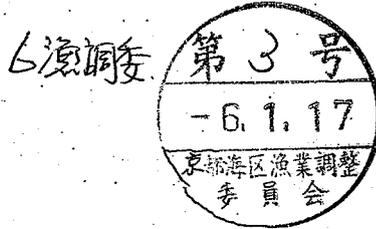
【添付資料】

資料2-1 京都府資源管理方針の変更について(諮問)

参考資料1 京都府資源管理方針(令和5年3月24日改正)

参考資料2 京都府資源管理方針補足説明資料

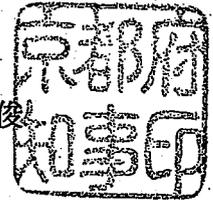




6 水 第 29 号  
令和6年1月17日

京都海区漁業調整委員会  
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



京都府資源管理方針の変更について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定により定めた京都府資源管理方針を、同条第9項の規定により下記のとおり変更することについて、同条第10項で準用される同条第4項の規定により諮問します。

記

京都府資源管理方針に別紙11（まだい）、別紙12（ひらめ）、別紙13（あかあまだい）及び別紙14（あかがれい）を別添のとおり追加

担当	水産課漁政企画係 水谷
TEL	075-414-4996



## 別紙 11

### 第1 水産資源

まだい日本海北・中部海域

### 第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源水準を中位以上に維持する。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

### 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

京都府漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

### 第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

## 別紙 12

### 第1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海海域

### 第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、令和15年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

### 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

京都府漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

### 第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。



## 別紙 13

### 第1 水産資源

あかあまだい(京都府海域)

### 第2 資源管理の方向性

釣延縄漁業においては、直近 10 年(2012～2021 年)の CPUE 水準の中位(2.3 kg/隻・日)以上を維持する。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

### 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

京都府漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。

### 第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

## 別紙 14

### 第1 水産資源

あかがれい日本海系群

### 第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、令和 15 年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする

### 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

京都府漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。

### 第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。



# 参考資料 1

## 京都府資源管理方針

令和 2 年 12 月 1 日策定

令和 5 年 3 月 24 日改正

### 第 1 資源管理に関する基本的な事項

#### 1 漁業の状況

本府の水産業は、平成 30 年の生産量で 1.1 万トン、生産額は 39 億円にのぼる。また、漁業就業者数は、約 900 人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本府の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

#### 2 本府の責務

本府は、法第 6 条の規定により、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本府の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定により、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

### 第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

### 第 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

#### 1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

#### 2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

#### 3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記 1 及び 2 の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

### 第 4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

## 第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

### 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

### 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

### 3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第6 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

## 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

## 3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものやその効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

## 4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び京都府資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

## 第7 京都府資源管理基本方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

## 第8 特定水産資源及び特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針

特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は別紙のとおり、それぞれ定めるものとする。



(別紙1)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域(大中型まき網漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。))第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

イ 対象とする漁業

定置漁業(漁業法第60条第3項に規定する定置漁業及び同法第60条第5項第2号に規定する第二種共同漁業であつて漁具を定置して営む漁業。以下同じ。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

2 京都府漁船漁業等(日本海)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海

イ 対象とする漁業

漁船漁業等(定置漁業以外の漁業であり、京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地のある者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業をいう。以下同じ。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

3 京都府漁船漁業等(その他海域)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海を除く海域

イ 対象とする漁業

漁船漁業等

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本府に当初配分された漁獲可能量のうち、1割を留保(0.1トン未満は四捨五入する)する。ただし、京都府漁船漁業等(その他海域)により資源管理を実行するために必要な漁獲可能量を含む。残りの9割について、京都府定置漁業、京都府漁船漁業等(日本海)のそれぞれに95%、5%の比率で割当てる。

農林水産大臣により知事管理区分への配分量が変更された場合には、必要に応じて関係者との協議の上配分する。留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除し、原則として京都府定置漁業に係る知事管理区分別に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙2)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

定置漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

2 京都府漁船漁業等 (日本海)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海

イ 対象とする漁業

漁船漁業等(定置漁業以外の漁業であり、京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地のある者がくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業をいう。以下同じ。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

3 京都府漁船漁業等 (その他海域)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海を除く海域

イ 対象とする漁業

漁船漁業等

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

### 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本府に当初配分された漁獲可能量のうち、0.5割を留保(0.1トン未満は四捨五入する)し、0.5割を京都府漁船漁業等(その他海域)に配分する。残りの9割について、京都府漁船漁業等(日本海)に配分する混獲管理のための漁獲可能量を除き、京都府定置漁業に割当てることとする。

農林水産大臣により知事管理区分への配分量が変更された場合には、必要に応じて関係者との協議の上配分する。留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除し、原則として京都府定置漁業に係る知事管理区分に配分する。

### 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

### 第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙3)

第1 特定水産資源  
さんま

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、さんまの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がさんまを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を京都府さんま漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

京都府さんま漁業区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:日)
さんま漁業	289日※

※: 府内漁業経営体(636経営体)の操業日数

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし



(別紙4)

第1 特定水産資源  
まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を京都府まあじ漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

京都府まあじ漁業区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:日)
まあじ漁業	289日*

※: 府内漁業経営体(636経営体)の操業日数

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし



(別紙5)

第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を京都府まいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

京都府まいわし漁業区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:日)
まいわし漁業	289日*

※: 府内漁業経営体(636経営体)の操業日数

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし



(別紙6)

第1 特定水産資源  
するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を京都府するめいか漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

京都府するめいか漁業区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:日)
するめいか漁業	289日*

※: 府内漁業経営体(636経営体)の操業日数

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし



(別紙7)

第1 特定水産資源

ずわいがに日本海系群A海域

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府ずわいがに漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

許可省令別表第1のずわいがに漁業の項の中欄第1号に掲げる海域(外国の領海及び排他的経済水域(大韓民国にあっては、許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域)を除く。)

イ 対象とする漁業

京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がずわいがに日本海系群A海域を採捕する漁業(ただし、大臣許可漁業を除く。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を京都府ずわいがに漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。



(別紙8)

第1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群を採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を京都府まさば及びごまさば漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

京都府まさば及びごまさば漁業区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:日)
まさば及びごまさば漁業	289日*

※: 府内漁業経営体(636経営体)の操業日数

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし



(別紙9)

## 第1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。）

## 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

### 1 京都府かたくちいわし漁業

#### (1) 当該知事管理区分を構成する事項

##### ① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわし対馬暖流系群の採捕を行う水域

##### ② 対象とする漁業

京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし対馬暖流系群を採捕する漁業

##### ③ 漁獲可能期間

周年

#### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を京都府かたくちいわし漁業区分に配分する。

## 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす（かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

## 第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。



(別紙 10)

第 1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府うるめいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、うるめいわし対馬暖流系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわし対馬暖流系群を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を京都府うるめいわし漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。



# 参考資料2

令和6年1月18日  
水産課  
水産事務所

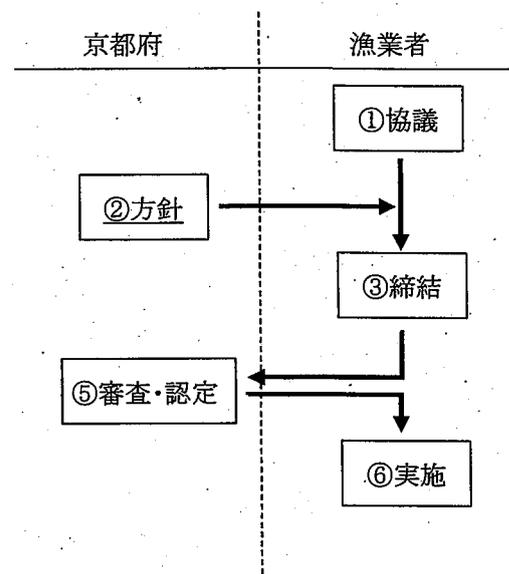
漁業法の改正を契機に、漁業者が実施している自主的な資源管理の取組を「資源管理協定（以下、「協定」という）」として定めることとされ、漁業関係者との協議の結果を踏まえ、従前から計画を立てて自主的な資源管理に取り組んできた4魚種を含めて、協定が締結されることとなりました。

協定が効果的な内容となるよう、漁業者の資源管理の取組の指針である京都府資源管理方針（以下、「方針」という）に当該4魚種を追加し、漁業者の取組を支援します。

## 1 方針の位置づけ

- ① 協定の内容について協議（済）
- ② 方針の策定（今回諮問）
- ③ 方針の内容も加味して協定締結
- ④ 締結した協定を京都府に申請
- ⑤ 協定が方針に則していることを審査・認定
- ⑥ 京都府の認定を受けた協定に基づき資源管理の取組を実施（※）

※取組内容については京都府海洋センター等と連携し、随時検証、改善を図るとともに、協定を実施する経営体が減収した場合は国制度に基づき実施されている収入安定対策が適用される。



## 2 今回諮問する方針の概要

追加する魚種	まだい	ひらめ	あかがれい	あかあまだい
関係する漁業	定置漁業 釣漁業	定置漁業	底びき網漁業	釣漁業
資源管理の目標	CPUE を中位以上で維持	資源をMSYまで回復	資源をMSYまで回復	CPUE を中位以上で維持
目標の考え方	国の資源評価に基づき設定	同左	同左	京都府の資源評価に基づき設定

現行の京都府資源管理方針に記載している資源管理魚種（くろまぐろ、さんま等）とは異なり、漁業者の取組の目標となることを基本としていることから、管理のための漁獲枠等は設けず、また、目標が達成できなかった場合において罰則等は発生しない。

## 3 漁業者との協議、調整状況

令和5年12月18日～20日にかけて、京都府漁業協同組合の全支所で説明会を実施し、意見聴取の結果、上記内容について漁業者の理解を得ている。



京都海区漁業調整委員会指示第 67 号及び 68 号について

【内 容】

- ①委員会指示第 67 号 (火光利用釣漁法の制限) の更新に伴う一部改正について

[事務局案]

- ・第 15 次漁場計画の施行により、(旧)京定第 8 号周辺、冠島周辺西側の火光禁止区域を設定しない方向で調整。(旧)京定第 5 号周辺、舞鶴東周辺の火光禁止区域については、変更なしとする。
- ・集魚灯の扱いについて、3 年前の更新時と状況があまり変わっておらず、現行ベースの灯火数による制限としたい。

- ②委員会指示第 68 号 (油餌釣漁法・はえなわ漁業の制限) の更新に伴う一部改正について

[事務局案]

- ・改正はおこなわず、現行の内容で更新したい。

※上記改正案について、関係漁業者、団体へアンケート等により意見を集約のうえ、次回の委員会にて報告予定。

【添付資料】

参考資料 第 15 次海区漁場計画案 (定置漁業権) 一覧表

【関係分抜粋】



第15次海区漁場計画案（定置漁業権）一覧表【関係分抜粋】

市町	計画案										現行免許 (令和5年末 まで存続)	備考
	公示番号 (予定)	類似・新規 の別	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	(漁場名)	案からの 変更等					
舞鶴市	京定第1号	類似	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	舞鶴市字田井の地先	馬建	なし	京定第1号	制限条件：欄外			
	京定第2号	類似	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	舞鶴市字田井の地先	毛島	なし	京定第2号				
	京定第3号	類似	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	舞鶴市字成生の地先	風島	なし	京定第3号				
	京定第4号	類似	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	舞鶴市字成生の地先	小崎	なし	京定第4号				
					<舞鶴東周辺>			京定第5号	要望なく設定無し			
	京定第5号	類似	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	舞鶴市字野原の地先	ナブ	なし	京定第6号				
	京定第6号	類似	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで	舞鶴市字三浜の地先	アミバの下	なし	京定第7号				
					<冠島周辺>			京定第8号	要望なく設定無し			
	京定第7号	類似	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで	舞鶴市字千歳の地先	博奕岬	なし	京定第9号				
	京定第8号	類似	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで	舞鶴市字千歳の地先	細迫	なし	京定第10号				
	京定第9号	類似	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで	宮津市字小田宿野の地先	無双	なし	京定第11号				
	京定第10号	類似	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで	宮津市字小田宿野の地先	大谷	なし	京定第12号				
	京定第11号	類似	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで	宮津市字田井の地先	赤礁	なし	京定第13号				
	京定第12号	類似	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで	宮津市字田井の地先	立壁	なし	京定第14号				
								京定第15号	抹消登録済			
宮津市	京定第13号	類似	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで	宮津市字里波見の地先	象ヶ鼻	なし	京定第16号				
	京定第14号	類似	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで	宮津市字長江の地先	船揚場磯	なし	京定第17号				
	京定第15号	類似	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで	宮津市字長江の地先	船揚場沖	なし	京定第18号				

